

企業向け人権講演会

法律から実践へ ～合理的配慮の導入方法～

障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

障がいへの理解に加え、障がいのある人への合理的配慮に関する理解を深めませんか？

プロフィール

新潟大学大学院修了(2005年)。博士(法学)。
研究分野は国際人権法と障害法。
東京大学大学院特任研究員、岡山理科大学教授などを経て、現在は放送大学において教養学部教授、学長補佐、障害学生支援に関する委員会委員長を務めている。



講師

川島 聡 さん
(放送大学教授)

日時

令和7年

12/ 8日(月) 14:00～15:30(開場13:30)

場所

高知市役所本庁舎 6階会議室 (高知市本町5丁目1-45)

※高知市役所地下駐車場は駐車スペースに限りがあるため、できるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。

定員

80人 入場無料 ※事前に申込みが必要です。

(申込方法) 高知市コールセンターに電話でお申込みください。

※申込みの際の情報は、本行事開催に必要な範囲以外の目的には使用いたしません。

○高知市コールセンター TEL (088)822-8111 (電話受付時間 平日：午前9時～午後5時)

申込締切 令和7年11月26日(水) ※ただし定員に達し次第受付を終了します。